

年間予定表

月	日	口座振替利用事務組合	口座振替を利用していない事務組合
3 <small>(一部抜粋)</small>	2～31	特別加入給付基礎日額変更申請書の提出期限 (3月2日～3月31日)	
	下	メリット制適用事業場における増減率・労災保険率の通知の発送	
4	上	メリット制適用事業場における申告済概算保険料分離・統合のお知らせの発送	
5	下	年度更新申告書・メリット決定通知書の発送	
6	1	年度更新受付開始 提出先：埼玉労働局総務部労働保険徴収課事務組合係	
7	1～9	年度更新集合受付 (7月1日～7月9日) 会場：埼玉労働局14階会議室 ※ 毎年度、事務組合の主たる事務所所在地の地域ごとに、受付日を設定しています。 (「年度更新ハンドブック 令和8年度版 (事務組合用)」(表紙)をご参照ください。)	
	10	年度更新申告書・申告書内訳等の提出期限	保険料等納付期限 (確定不足・第1期分・一般拠出金)
	27		滞納事業場報告書提出期限 (確定不足・第1期分・一般拠出金) ※ 法定納期限経過後15日以内
8	中	報奨金交付申請に係る詳細通知の発送	
	下	口座振替事前通知発送 (確定不足・第1期分・一般拠出金)	
9	1～18	第2期 概算保険料 増減額訂正・概算修正の提出期間 (9月1日～9月18日) ※ 9月18日必着	
	7	口座振替日 (確定不足・第1期分・一般拠出金)	
	24	滞納事業場報告書提出期限 (確定不足・第1期分・一般拠出金) ※ 法定納期限経過後15日以内	
	下	口座振替結果通知、口座振替不納通知発送 (確定不足・第1期分・一般拠出金)	
	30	区分経理に係る書類の提出締切日 (報奨金関係)	
10	上	報奨金算定に係る参考資料の送付	
	15	報奨金交付申請 (申請書、支出予定内容、振込口座) 締切日 ※ 10月15日必着	
	下	口座振替事前通知発送 (第2期分)	納付書発送 (第2期分)

年間予定表

月	日	口座振替利用事務組合	口座振替を利用していない事務組合
11	上	督促状発送（確定不足、第1期分、一般拠出金）	
	中	年度更新帳票所要数調査票発送（年度未発送分）	
	16	口座振替日（第2期分）	保険料納付期限（第2期分）
12	1	滞納事業場報告書提出期限（第2期分） ※ 法定納期限経過後15日以内	
	1～18	第3期 概算保険料 増減額訂正・概算修正の提出期間（12月1日～12月18日）※ 12月18日必着	
	上	口座振替結果通知、口座振替不納通知発送 （第2期分）	
	下	報奨金交付決定（振込） <当年度提出期限内受付分>	
1	中	督促状発送（第2期分）	
	下	口座振替事前通知発送（第3期分）	納付書発送（第3期分）
2	15	口座振替日（第3期分）	保険料納付期限（第3期分）
3	2	滞納事業場報告書提出期限（第3期分） ※ 法定納期限経過後15日以内	
	2～31	特別加入給付基礎日額変更申請書の提出期限（3月2日～3月31日）	
	上	口座振替結果通知、口座振替不納通知発送 （第3期分）	
	中	督促状発送（第3期分）	
		年度更新帳票発送（11月実施、年度更新帳票所要数調査分）	
下	メリット制適用事業場における増減率・労災保険率の通知の発送		
毎月10日		納入事業場報告書提出期限 ※ 納付を行った月の翌月10日まで	
総会等開催後 速やかに		労働保険事務組合運営の状況報告（メールでの報告可）	

※ 「滞納事業場報告書」及び「納入事業場報告書」につきましては各々提出期限がありますが、期日を待たずに、早めの提出をお願いします。